平成２２年（フ）第９８９号
東京都日野市西平山５丁目38番地の15トミーハイツ101
債務者　児玉　治美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９９２号
東京都国立市北３丁目１番の１　９―308
債務者　下田　　功
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９９３号
東京都国立市北３丁目１番の１　９―308
債務者　下田　良子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７４号
相模原市緑区寸沢嵐1989番地20
債務者　坂田　知人
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３８１号
相模原市中央区清新２丁目８番20号　コーポ光103
債務者　栗原　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３８５号
相模原市緑区向原１丁目５番18号
債務者　田中ミツヱ
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８６４号
東京都清瀬市元町１丁目14番５号
債務者　高橋美恵子（旧姓新倉）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４１号
東京都武蔵村山市大南１丁目102番地の２ストークハイム201号
債務者　川田　導昭
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４９号
東京都八王子市東浅川町515番地２ササノコーポ102号
債務者　井上　三男
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５０号
東京都八王子市東浅川町515番地２ササノコーポ102号
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９２号
静岡県浜松市北区初生町1339番地の５
債務者　鈴木　智美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
北海道河東郡音更町柳町北区23番地７　柳町アパートメント１号棟
債務者　柚木山　薫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
北海道帯広市西10条南28丁目４番地５　ライフ28雅102号室
債務者　田辺　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
北海道中川郡本別町栄町70番地１
債務者　梅崎　早苗
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９６７号
東京都日野市大坂上４丁目18番地の39宮崎ビル302
債務者　山口　慶子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８号
熊本県球磨郡錦町大字西3337番地８
債務者　**𠮷**椙こと　興椙　純範
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部